

令和 7 年 6 月 30 日

令和 7 年第 2 回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会資料

(令和 7 年 6 月 26 日付託分)

警 察 本 部

目 次

ページ

議案（条例その他）

1 損害賠償の額の決定について【警察本部関係】	1
-------------------------------	---

【議案（条例その他 その３） 定県第82号議案】

1 損害賠償の額の決定について

(1) 目的

川崎市川崎区水江町6番1号先道路上において発生した交通事故に係る日本年金機構からの厚生年金保険法等に基づく保険給付等の求償に対し、地方自治法第96条第1項に基づき、損害賠償の額について決定を行うものである。

(2) 損害賠償の内容

ア 件名

川崎市川崎区水江町6番1号先道路上において発生した交通事故に係る保険給付等の求償

イ 損害賠償の相手方及び損害賠償の額

損害賠償の相手方	損害賠償の額
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構 理事長 大 竹 和 彦	87万3,261円
横浜市中区北仲通5丁目57番地 神奈川労働局 局 長 児屋野 文 男	146万6,142円
横浜市西区楠町27番地1 神奈川県国民健康保険団体連合会 理事長 内 野 優	4万5,455円
計 3 者	238万4,858円

(3) 事故の内容等

ア 事故の内容

平成30年10月31日、XXXXXXXXXX（以下「原告」という。）は川崎市川崎区水江町6番1号先道路上（以下「事故発生現場」という。）に設置された横断歩道を歩行中、ビューテックローリー株式会社（以下「被告会社」という。）の従業員（以下「被告会社従業員」という。）が運転するタンクローリーと衝突する交通事故（以下「本件事故」という。）に遭い、負傷した。

イ 和解の概要

原告は、本件について、

- ・ 事故発生現場に設置されている横断歩道の道路標示が摩耗して消滅しており、被告会社従業員は、横断歩道手前で一時停止等することなく走行し、本件事故を惹起した。
- ・ このような道路標示の消失は、管理に瑕疵があったというべきであるから、国家賠償法第2条第1項に基づき、賠償責任を負う。

などと主張し、被告会社及び神奈川県に対し、連帯して賠償金1億3,916万4,026円の支払を求め、横浜地方裁判所川崎支部に提訴した。

その後、同裁判所から、

- ・ 被告会社従業員は本件道路を幾度も往復しており、道路標識等の存在もあることから、横断歩道の存在を認識し得たと認められること。
- ・ 神奈川県は、事前の連絡等により横断歩道の道路標示が摩滅している状況を認識し得る状況にあり、横断歩道の道路標示の摩滅が本件事故の発生の一因となったと認められること。

等に鑑み、和解金総額を6,700万円とし、被告らの負担割合を被告会社9割、神奈川県1割とする和解案が提示され、同提示を受け、令和5年10月24日、和解が成立した。

(4) 求償の経緯

令和5年定県第81号議案で和解した損害賠償請求事件に関連し、原告から損害賠償請求権を代位取得した各給付機関から神奈川県に対し、和解により確定した負担割合に応じた各給付額の求償がなされた。